

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い，会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めるため。

伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年伊丹市条例第号）

（伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当及び」を「期末手当，勤勉手当及び」に，「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第23条（同条第1項後段を除く。）の規定は，任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は，フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

3 前各項に規定するもののほか，フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関し必要な事項は，規則で定める。

第25条中「において同じ。）」を「及び次条において同じ。）の期末手当の支給」に改め，「合計額」とあるのは「」の右に「それぞれその基準日現在において」を加え，「法第22条の2第1号に掲げる職員として採用された」を「伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第1項に規定するパートタイム」に改め，同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第25条の2 給与条例第23条（同条第1項後段を除く。），第15条第2項及び第3項並びに第15条の2第3項の規定は，任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において，給与条例第23条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤

務職員にあつては、その者が受けるべき給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められている伊丹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第2条第1項に規定するパートタイム会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれの基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と、第15条第2項及び第3項並びに第15条の2第3項の規定中「フルタイム」とあるのは、「パートタイム」と読み替えるものとする。

（伊丹市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 伊丹市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年伊丹市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

（伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第3条 伊丹市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和42年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「および期末手当」を「，期末手当および勤勉手当」に改め，同項第2号中「期末手当」の右に「，勤勉手当」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年伊丹市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。